



島根県報

平成26年3月7日（金）

号外第21号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

島根県政広報誌企画・制作・印刷等業務に係る提案競技の実施

（広聴広報課） 2

特 定 調 達 公 告

県が進める主要な施策や課題、地域づくりなどの情報を県民に伝える県政広報誌（季刊・年4回）の企画・制作・印刷等業務の契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技に付すので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 3 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県政広報誌企画・制作・印刷等業務

(2) 仕様

島根県政広報誌企画・制作・印刷等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から平成27年 3 月31日まで

(4) 提案価格の上限額

53,376,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 広告掲載料

受託者は、年4回発行する県政広報誌各号の裏表紙（A4判1ページ）に有料広告を掲載し、年4回分の合計額として2,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上を県に支払う。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (2) 提案競技説明会に出席していること。
- (3) 営業実績期間が3年以上であること。
- (4) 企画・制作から印刷、Webサイト制作までの業務を一括して受託し、管理できること。
- (5) 企画・制作を担当する専属のスタッフを配置できること。
- (6) 提案書類を企画・制作したスタッフが、契約期間中企画・制作に当たること。ただし、やむを得ない事情があると県が認める場合は、この限りでない。
- (7) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度対面による協議ができるスタッフを配置できること。
- (8) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (9) その他県の指示に柔軟に対応できること。

3 提案競技説明会の開催日時及び場所**(1) 開催日時**

平成26年 3 月18日（火）15時30分から17時00分まで

(2) 場所

松江市内中原町52番地 島根県職員会館 教養室4

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。なお、提出書類の形式については、「島根県政広報誌企画・制作・印刷等業務提案競技提出書類について」による。

- (1) 会社概要書 1部
- (2) 制作体制説明書 1部
- (3) 誌面構成 1部
- (4) 提案作品1 <表紙> 10部
- (5) 提案作品2 <特集> 10部
- (6) 提案作品3 <連載企画> 10部
- (7) 過去に制作した類似の冊子媒体 1部
- (8) 見積書 1部
- (9) 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

- (1) 提出方法
持参による（郵送等は受け付けない。）。
- (2) 提出期限
平成26年4月17日（木）10時まで
- (3) 提出先
11に同じ。

6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、質問書により提出期限までにファックスで提出すること。
- (2) 質問提出期限
平成26年3月31日（金）正午まで
- (3) 提出先
11に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、提案者全員に回答する。

7 提案の選定方法

(1) 選定の手順

平成26年度島根県政広報誌企画・制作・印刷等提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

ア 提案書類の提出者が5者を超える場合は、第1次審査として書類審査を行い、上位5者に絞る。提案書類の提出者が5者以下の場合は、第1次審査は省略し、提案書類を提出した者の全てを第1次審査通過者とする。

イ 第2次審査では、第1次審査通過者による提案書等のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

エ 提案者全員に審査結果を文書で通知する。

オ 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める提案競技審査基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

(3) 審査日時

ア 第1次審査会（書類審査）の実施は、平成26年4月21日（月）を予定している。

イ 第2次審査会（プレゼンテーション）の実施は、平成26年4月25日（金）を予定している。

(4) 提案競技参加料

4の提案書類を提出期限内に全て完備し提出された場合は、提案競技参加料として1提案者につき2万円を県が支払う。ただし、契約予定者となった者への支払いは行わない。

8 契約

第2次審査会の審査結果により選定された平成26年度島根県政広報誌企画・制作・印刷等業務の契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定により随意契約を行う。ただし、平成26年度当初予算が成立しなかった場合は、契約は行わない。

その他の契約事項については、契約予定者と協議の上定める。

9 著作権

島根県政広報誌に掲載された写真、イラスト、記事などの著作権法に定める全ての著作権は県に帰属するものとする。使用した写真のフィルム（データ）は、必要の都度、県に提出すること。

10 その他

- (1) 提出する提案作品は、1案とする。
- (2) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提案競技説明会参加後、提案書類の提出を行わない場合は、辞退届を提出すること。
- (5) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局広聴広報課

電話 0852-22-5772 ファックス 0852-22-6025

12 Summary

- (1) Nature of services : Planning of the prefectural government public relations magazine, production, etc.
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 10 : 00 April 17, 2014
- (3) Contact point for the notice : Shimane Prefectural Government, Hearings Public Relations Division, 1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5772